希望番号予約済証の取扱いについて

国土交通省の通達により「希望ナンバー制の導入について」(平成9年8月4日自管第61号) の一部が改正されます。予約済証の記載様式を一部変更し、取り扱いの変更がございます ので下記にてお知らせいたします。

記

- 1. 使用者の氏名又は名称欄を削除することといたします。 ただし、OSS限定申し込みは、型式申請により、突合させるものがないため使用者 の氏名又は名称は従来通り情報が必要となります。
- 2. 一般希望番号において販売予定車両が、事故や車両不具合等により車両自体が変更になったときは、旧車両が使用できなくなったことについて、届出時に希望番号予約済証と伴わせて理由の記載をしてください。 車台番号欄は、赤字で二重線をし、下部の余白に正しい車台番号を記載してください。
- 3. 抽選希望番号においては、申込時から車両自体が変更になった場合には、原則、 当該抽選希望番号における届出はできないこととします。
- 4. OSS 限定申請で使用予定の希望番号予約済証について、やむを得ず窓口申請で使用することになったときは、その旨を軽自動車検査協会職員に申し出ることで当該希望番号予約済証は、使用可能となります。

その他、お問い合わせ等は当会までお願い致します。

一般社団法人 和歌山県自動車整備振興会 軽自動車センター